

仕様書

1 業務名称

消防団入団促進キャンペーンに伴うインターネット広告業務

2 業務概要

消防団員の募集に係る動画広告をインターネットサイト上で特定の対象者に向けて配信し、委託者が指定する Web サイトへ誘導する。

3 契約期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

4 広告掲載業務

(1) 広告掲載先

ア Google が運営するサービス YouTube

イ Meta が運営する Instagram

(2) 広告対象

ア 年齢

18歳から44歳まで

イ 性別

全て

ウ 関心事

ボランティア活動、アクティビティ

(3) 対象地域

北海道札幌市

(4) 配信先機器

パソコン、タブレット及びスマートフォン

(5) 配信期間

ア 令和5年10月25日(水)～12月27日(水)

イ 令和5年11月30日(木)までは必ず配信し、以降は配信期間終了か配信上限に達するまでとする。

(6) 配信上限

ア 視聴回数

(ア) Youtube (40秒及び180秒、スキップ可広告) 200,000回

(イ) Youtube (6秒、バンパー広告) 700,000回

イ クリック回数

Instagram (40秒) 1,500回

(7) 動画素材

委託者から提供する動画データ (URL)

・「知ってた?札幌市消防団～3分Ver～」(180秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=9mBSRZXJUMI>

- ・「知ってた？札幌市消防団～履歴書にパンチ力編～」(6秒 Ver. ①)

<https://www.youtube.com/watch?v=1AxRlI2YJbA>

- ・「知ってた？札幌市消防団～防災のプロって一番強い編～」(6秒 Ver. ②)

https://www.youtube.com/watch?v=NqR6z5_whN4

- ・「知ってた？札幌市消防団～コレの使い方教えます編～」(6秒 Ver. ③)

https://www.youtube.com/watch?v=7_VzIaqMBt0

- ・「知ってた？札幌市消防団～江戸時代からの副業です編～」(6秒 Ver. ④)

<https://www.youtube.com/watch?v=vx0vsA37w3E>

- ・「知ってた？札幌市消防団～火よりも不安を消す仕事編～」(6秒 Ver. ⑤)

<https://www.youtube.com/watch?v=hXULqueLiAs>

- ・「知ってた？札幌市消防団～授業、サークル、バイト、出勤編～」(6秒 Ver. ⑥)

<https://www.youtube.com/watch?v=NU7ijziKneQ>

- ・「知ってた？しょぼにん～札幌市学生消防団活動認証制度～」(40秒)

<https://www.youtube.com/watch?v=09LwcMnjVxo>

(8) 配信方法

- ア 札幌市公式ホームページ内にあるランディングページにアクセスできる仕様とする。

<https://www.city.sapporo.jp/ncms/shobo/dan-lp>

- イ 広告掲載先に合わせて、使用する動画素材の選定及び掲載方法並びに最適な動画素材へ加工する。

(9) 動画素材の加工

- ア 上記(8)の動画素材の加工については、委託者と事前に打合わせを行う。各媒体に合わせて動画素材(サイズ構成比 16:9)の上下に文字を挿入しスクエア型にサイズ調整をする。サイズ調整に用いる文字については、委託者と協議する。

- イ 色相はカラーとし、札幌市の発行する「広報に関する色のガイドライン」を踏まえた色使いとする。

- ウ 校正回数は1回とする。

5 業務の完了

- 業務の完了は広告の配信期間終了若しくは、配信上限の何れかを満たした場合とする。

6 提出書類等

- 受託者は業務完了後速やかに業務完了届、業務報告書及び成果物を提出する。

- (1) 業務完了届(札幌市指定様式-役務第9号)

- (2) 業務報告書(任意様式)

PDF形式及び紙面で提出すること。なお、図表や画像等を使用し分かりやすく作成すること。

- (3) 上記4(9)の加工された動画に関するデータを保存したCD-RまたはDVDなどのメディア

7 著作権について

- (1) 本件契約に基づく成果物に関連する著作権法(昭和45年法律第48号。以下同じ。)第17条第1項に規定する著作権は委託者に帰属する。

- (2) 受託者は、本成果物に関する著作権法第 17 条第 1 項に規定する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 本成果物の著作者が受託者以外のものであるときは、受託者は委託者に対して、本成果物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。
- (4) 受託者は、委託者に対し、受託者が本成果物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権、特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。なお、写真や文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作物の原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにする。
- (5) 本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 支払要件

当該業務の支払は、受託者から提出された完了届等により業務完了の確認を行い、検査に合格した後に支払うものとする。

9 その他留意事項

- (1) 本仕様書において疑義等が生じた場合は、その都度、委託者及び受託者双方の協議により決定する。
- (2) 本業務の遂行に係る事業者との調整は、受託者が行うものとする。
- (3) 受託者は役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (4) 契約の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように留意すること。
また、委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、業務遂行目的以外に使用しないこと。
- (5) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (6) 本業務の遂行にあたり、札幌市環境マネジメントシステムに準じた環境負荷低減に努めること。
- (7) 他の人・団体の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (8) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損失を与えたときはその損害を賠償するものとする。

10 問合せ先

札幌市消防局総務部職員課厚生係 梶山
所在地：札幌市中央区南 4 条西 10 丁目
電話：011-215-2020 Fax：011-281-0101
アドレス：kosei.shobo@city.sapporo.jp